

●第1回稚内市自治基本条例審議会 議事録

(と き) 平成17年11月11日(金) 18:30~19:40

(ところ) 市役所本庁舎3階市長会議室

(出席者) 横山委員、張江委員、斉藤委員、金村委員、高見委員、飯田委員、
花田委員、中田委員、岡部委員、今田委員、渡邊委員、田辺委員
横田市長

[事務局] 政策経営室 表室長、中川主幹、布施副主幹、渡邊副主幹、
佐々木主事

1. 開 会

2. 議 事 (進行:事務局)

(1) 審議会設置条例について (説明:事務局)

◆第1条の設置についてですが、稚内市では住民自治のさらなる充実を図るため、住民と行政のパートナーシップのまちづくりを進めております。そのことから、本市の自治体運営の基本原則や市民、行政、議会等の基本的な役割を示す稚内市自治基本条例を策定するため、本審議会を設置致したところでございます。次に本審議会の所掌する事務といたしましては、市長の諮問に応じ、条例の原案の策定、条例の原案策定における調査研究、条例の原案策定における住民参加に関すること、その他条例の原案策定に必要な事項に関することとなっております。第3条の審議会の委員の構成は、本日市長より委嘱されました12名の委員の皆様となっております。学識経験者が2名、町内会、まちづくり委員会の委員が3名、学校教育、社会教育関係者2名、経済団体の代表者2名、一般公募の市民の方3名となっております。次に第4条は審議会に会長および副会長をそれぞれ1人置くということになっております。次に第5条の審議会の委員の任期についてですが、本審議会の答申が終了するまでとなっております。次に第6条審議会の会議ですが、会長が招集し、会長が会議の議長となります。第7条の議事の公表でございますが、

審議会の議事は市の広報紙、ホームページ等で広く市民の方に公表してまいります。第8条庶務については、政策経営室にて行ってまいります。以上自治基本条例審議会設置条例の概要について説明申し上げました。

(2) 会長・副会長の選出について

会長に横山純一委員、副会長に中田伸也委員を選出

(3) 諮問（稚内市長）

(4) 会長挨拶

◆稚内市自治基本条例審議会会長になることになりました横山でございます。よろしくお願いいたします。いま、市長から諮問を受けまして、これから自治体のおかれている環境がずいぶん変わってくる中で自治基本条例というものの制定が非常に大切になってきます。基本条例というのはまちづくりの基本的な事柄を定めるということでございます。そういうものをこれから審議会、あるいはワークショップ、あるいはフォーラムなどを通じまして、できるだけ多くの稚内市民の皆様に参加してつくっていく、つまり条例の中身の文章よりも策定過程を非常に大切にしていきたいと思っております。そしてその策定過程がしっかりしたものであれば、おのずと良い条例案ができてくるのではないかと考えていますので、皆さんと力をあわせて頑張りたい、頑張りたい、頑張りたいというふうに思います。私も本当に出来る限り頑張りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(5) 講義「自治基本条例とは」……北海学園大学 横山教授

◆いま、なぜ基本条例なのかということでもレジュメを用意いたしました。20分ぐらいということでお話し申し上げたいと思います。レジュメは量が多すぎて、AとDをお話し申し上げたいと思います。

A 地方自治体を取りまく環境の変化

1 地方財政の悪化

◆まず自治体を取りまく環境がこの間大きく変わってきたということからご説明申し上げたいと思います。ご承知のように地方財政が非常に悪くなってきている。これは、一つは自治体の大きな収入源であります地方交付税がこの間削減されてきて、それから、ずいぶん借金をいたしました。90年代の初頭と90年代の後半ですね。この時期に自治体が借金をした、国もいっぱい借金をしていますけれども、そういう中で借金返済費というものが非常に大きな割合となっています。借金ですから返していかなければいけない、財政用語でいうと公債費といいます、これが非常に増えてきているということです。収入は非常に厳しい状況に置かれて、そしてもう一方で借金返済費が膨らんできているという状況でございます。そういうなかで自治体はなんとかそれをしのごうということで、積立金だとか財政調整金など自治体の貯金があるんですけれども、それを取り崩しながらこの間やってきたのが現状であります。まだ稚内市の場合ですと、先ほど市長さんのお話から、貯金があり、「まだまだ」という感じがするのですが、「まだまだ」とは、どこと比較してかといいますと、道庁と比較してなんですけれども、道庁の場合ですと7500万しか貯金がない。ということですので大変なことなんです、いずれにしても道内の市町村をみてみますと、おそらく泊村という村を除きま

すと非常にどこも財政状況は悪くなってきているという状況でございます。

2 税源配分の三位一体改革

◆そしてなおかつ三位一体改革という小泉政権の2004年度から06年度にかけて行われている改革があるわけですが、なかなかここがよく見えない部分があります。ですから来年は3年目になるのですが、どういうふうに決着するかもちょっとわからないし、地方交付税もどういうふうにこれから動いていくかもまだよく見えないということもありまして、そういう面でいうと自治体財政が三位一体改革で余計わかりにくくなってしまったということも現実にはあるということです。

3 道州制・市町村合併、4 介護保険見直し論議と市町村

◆そういうなかで、一方で道州制の議論や合併の議論があり、そして自治体にとっては介護保険の見直しという大きい議論が残っておりまして、新しく介護保険の5年後見直しというのがありまして、来年度からそれが具体的に進行する、一部はもう施設に関しては負担が引き上げになる、利用料の負担が引き上げになるということなんです、さらに様々なものに関しては来年4月以降かなり大きい見直しがなされる、それに対して自治体も対応していなくてはならないというような問題がそこで起こってまいります。

5 広域連合 — 多様な視点で活用を

◆そういう中で自治体がこれから問われるのは、一方では個別自治体で何でもかんでも事業をやるのに対して、一方ではいくつかの自治体が集まって共同で仕事をやる、これは広域連合といいます、そういうことが問われてきます。合併は難しい、だけど財政も厳しい、事務の効率化を図っていかなければいけないというようなときに、やはり自治体間連携をして自治体は単独で存在するけれども、仕事は出来るだけいくつかの自治体が集まってやりましょうと、今までももちろん水道だとか下水道だとか一部事務組合という形で

やってきた部分もいっぱいあるのですが、そのもう一方でもう 1 歩進めていくということが必要になると思います。それが広域連合でございます。

6 狭域自治の試みと住民協働

◆それからもう一方で今日市長が盛んにおっしゃっていましたが、狭域自治なんです。つまり自治体内分権ということなんですけれども、一つの自治体の中でさらにもっと狭い範囲、それが町内会であったりする場合もあるでしょうし、その狭さにはいろいろな狭さがあると思うのですが、自治体の中がまたさらに分かれていく、そのこのところでそれぞれの自治がなされていくような仕組みづくり、実際いま住民との協働ということはよく言われますけれども、おそらく住民との協働というときもむしろこの狭域自治と関係する部分がかかなり多いのではないかと思います。地域福祉の取り組みなどはその典型でしょうし、その他いろいろな試みがあるのではないのでしょうか。そういう面でいうと町内会の役割だとかはあらためて問われてきますでしょうし、あるいは NPO だとか、あるいは老人クラブだとか、いろいろな広域的な各種団体が非常にこれから大きな役割を果たしていくのではないかと思います。自治体は何もかも直営でやるんじゃないかと、住民がやれる部分もあるんじゃないか、というような観点での住民協働ということが、これから問われてくるのではないかとございます。そういうわけで、全体として財政が悪化するとか、三位一体改革でますます財政が不透明だとか、とくに交付税がどうなっていくのか、道州制や市町村合併の議論もあるでしょうし、介護保険見直しなどもあり、そしてそういう中で広域連合の取り組みだとか、あるいは住民協働の取り組みだとかそういうことが今問われているのが自治体です。ですから、そういう面でいえば、ある面でいえば昭和 50 年代、あるいは 60 年代初頭、その頃までの自治体の姿、あるいは自治体のとりまく環境、その頃と今は大きく違うんです。当然行政のスタンスも変わってこなければい

けないし、そして行政と住民団体との間に取り結ぶ関係というのも今までとはちょっと違ったスタイルになってこざるを得ない。こんなふうに思っております。そういう自治体を取りまく環境の変化の中でやはり自治基本条例というものが問われてくるのではないかと、必要になってくるのではないかとということで、Dの方に行っていただきたいのですが、基本条例へと書いてあります。

D 基本条例へ

1 条例制定の背景

◆いま言ったようなことをもう少し述べさせて頂きたいのが条例制定の背景でございます。自治体を取りまく環境の変化ということでAのところでお話ししました。それが1つは条例制定の背景になっています。そしてさらに地方分権一括法というものが2000年4月に施行されまして、そしてその地方分権一括法の出来る前、90年代の後半には地方分権推進法みたいなものができましたし、地方分権推進委員会みたいなものもできました。そしてそういう様々な地方分権の流れの中で地方分権一括法が施行されてきたという状況がございます。そういうことで流れは地方分権に傾いて市長の言うとおりなのです。ただもちろん心配している点があるんですね。いま分権、分権といっているんですけど、だんだん国の財政再建のほうが強くなりすぎて分権ということは後景に退けられているか、あるいは分権という枕詞は非常に使うんだけど、どうも財政再建のほうが強くなってしまっているというような部分もいっぱいあるんじゃないか。例えば三位一体改革に義務教育費国庫負担金というのがあり、教員の給与を国が半分見ているのですが、これを全部国が見るのをやめちゃって、都道府県に税源移譲するという話があるんです。これをやりますと、豊かな東京都みたいなところはいいんですけ

れども、道職員の人件費を、700万くらいの収入の人が580万位まで下がるような提案をしている道庁に持ってこられても義務教育やっていけるのだろうかと非常に不安もあるわけですね。そのようなわけでいろいろ悩ましい問題もあるわけです。国のほうは、地方にあとまかせてしまえばその分軽減になることがあるかもしれませんが、そういう心配も分権の中であるわけです。ただ、基本的な大筋の流れでは、もう画一的、集権的なものから分権へという流れです。いま言いましたように教育などは、私はもっと国と地方が役割分担の議論をちゃんとやらないと、ただ数字合わせで地方にお金あげてやればいいという話ではちょっとないのではいつも思っているのですが、どういうふうに決着をみるか政府与党の中で、でも半々ぐらいに分かれているみたいですが、どういうことになるかわかりませんが、そういう問題がありますけれども、しかし全体として流れは分権へとなっております。そしてもう一つは自治体政策ですが、これまで、もちろん自治体の間で温度差がありますけれども、様々な形で自治体が政策評価とか住民参加、情報公開などいろいろな試みをやってきた訳です。これも自治体政策の質的向上ということにつながっていったるわけです。もちろんこれは自治体によって温度差があります。ほとんどそんなことはやっていない自治体もあるし、かなり積極的にやっている自治体もありますけど、しかし、10年、15年前と比べますと、もう明らかにたくさんの自治体が政策評価、住民参加、情報公開について新しい取り組みをやってきているという状況もございます。そういう自治体の政策上の力量の向上だとか、分権の流れだとか、あるいは財政が悪くなってきているだとか、あるいは住民協働の取り組みだとか、自治体を取りまく環境も変わってきている、こういったようなさまざまな要因が条例制定の背景として今、あるのではないかと思うわけであります。

2 基本条例の制定

◆当然そうしますと、基本条例の制定ということになるわけですが、基本条例というのは、さきほど言いましたようにまちづくりの基本を定めるものというふうに言っているわけですね。あるいは自治体運営のルールを定めるもの、こういったことになるわけでございます。ですから制定というときには、やはり、情報共有、情報は行政がたくさん握っていて、住民はそんなに持っていないわけですね、それをどういうふうに情報を共有していくのか、情報を共有しないとまちづくりができませんね。住民と行政の協働のまちづくりが。そういう情報共有をどういうふうにしていくのか。市民協働をどういうふうにしていくのか、といったようなことをやはり基本条例の中に盛り込んでいくことになるのではないかと思います。それから住民参加のルール、権利や機会の保障など、住民参加の権利や機会をどうやって保障していくかというようなことだとか、自治体運営のルール、情報公開、政策評価などを規定する。もちろんこれらは、これから審議会のなかで議論しますから、全部を盛り込む必要はないかもしれませんが、ここに書いてある以上のものをどんどん盛り込んでいくということにもなるかもしれません。大筋こういうようなことが基本条例の中に制定されるのが予想されますよ、ということで私はここに書いてみました。

3 基本条例によって規定される効果

◆基本条例をつくることによってどういう効果をもたらすのか、これは例えば、建設事業などハード事業ですと、目に見える形で現れるわけですね。ここに公民館をつくりました。それによって住民がそこに集まって、利用されて様々な目に見える効果が出てくる訳です。基本条例というのはそういう面でいうと直接的にすぐに目に見えるような効果となってなかなか現れにくい部分があるわけですね。ただしこれは、じわりじわりと長い目で見ると効い

てくるものと思います。基本条例がつくられることによって長い目で見れば住民にわかりやすい自治体運営だとか、住民参加がいつそう促進されるとか、自治体運営の監視機能が発揮されるとか、政策の質的向上を目指すとか、こういうことに長い目でみればつながってくるのではないかということであり、ます。ただ、今言いましたように、短期的な効果ということになりますと、基本条例をつくったからすぐというふうには目に見える形で出てこないと思います。しかし、そういったじわりじわりと効いてくるという意味でこれは非常に大切なのだと思っています。

4 条例のタイプ

◆条例のタイプでございますが、自治基本条例、行政基本条例、住民参加条例、理念条例ということで、大きくわけて条例に4つのタイプがございます。この4つなんです。その中でまちづくり全体の様々な問題を全部取り込んだような形での条例になりますのが自治基本条例です。一番最高度であると言っていると思います。ですから、市民参加を規定するとか、市長の責務を規定するとか、行政の責務を規定するとか、それに先ほど言いました政策評価から何からいろいろな事を全部書いていきます。そして議会についてもその責務をきちんと明確に書くというのが自治基本条例になります。

行政基本条例は、自治基本条例と少し違うんですね。議会が入らないんです。議会については規定しないというのが行政基本条例です。ですから道庁がやっている道の基本条例というのは行政基本条例です。

それから住民参加条例というのは住民参加の手続きを定めたものということになります。それから理念条例というのは、この中では最も抽象的であり、まちづくりの理念だけを定めたものということになります。ですから、そういう面で見ると、自治基本条例が最も高いレベルということになります。それから、議会だけがそこから除かれた行政基本条例がその次に高いという

ふうに思っています。理念だけを定めた理念条例というのがいちばん抽象的
ですし、いちばん簡潔だということになります。それでよく「まちづくり条
例」とか「まちづくり基本条例」ということばがあるのですが、これは条例
のタイプに入らないんですね。自治基本条例であったり、行政基本条例であ
ったり、住民参加条例であったり、それはもういろいろなものが「まちづく
り基本条例」の中に入っていると行って良いわけです。タイプの中には入っ
ていない、一種の名称だと言って良いのではないのでしょうか。

5 条例の制定状況

◆条例の制定状況なんですけれども、ご承知のようにいちばん早かったのは
道内的にはニセコ町でありまして、これは2001年の4月につくっています。
「まちづくり基本条例」という名前で作られています。実はこのニセコ
町の条例というのは2001年4月の段階でいいますと行政基本条例です。
議会は規定されていません。今日皆さんへお配りした資料がございます。こ
の中で奈井江町とニセコ町が出ておりますけれども、ニセコ町のまちづくり基
本条例のいちばん最初の目次を見ていただきますとわかると思うのですが、
議会についてはとくに規定をしているわけではありません。ですから正確に
言えば行政基本条例になるのかなというふうに思います。それから、遠軽町、
奈井江町といったところがいま自治基本条例を制定しています。奈井江町
の場合は、「まちづくり自治基本条例」という名称で呼んでおります。奈井江町
の場合は町議会の責任というのを12条から14条で明確にしておりますの
でそういう意味で自治基本条例なのかと思います。

6 策定過程が重要

◆私は、いちばん大事にしなきゃいけないのは策定過程であると思ってお
ります。いまインターネットが非常に普及しておりますからいろいろな各地の
基本条例を見ることが可能なんです。そうすると、実は2人くらいの自治体

職員がいれば、インターネットでいろいろなところの良いところだけをとれば出来なくはないんですよ。これは私は作文条例と言っております。それで議会まで含めて全部書いてある立派な自治基本条例になってしまうわけなんですよ。しかしそれでは意味をなさないと思います。私はやはり市民が参加して検討していく、この過程が非常に大切だと思っております、そういう面でいいますと、市民検討委員会を立ち上げて、これは稚内市の場合は今回「審議会」という形で立ち上がってますが、このあと事務局からご説明があると思いますけれども、ワークショップといったものを頻繁に行う、あるいはフォーラムをやるとか、講演会をやるとか、様々な形で市民向けに情報を発信していく、市民が参加して策定に関わっていく、様々な取り組みをやるということがやはり非常に大切になると思います。当然この策定過程というのは市民だけでやっても出来ないんですね。情報を握っている行政がいちばんわかっているわけですから。そういう面でいうと行政の中でもやはり研究会を立ち上げていかななくてはならない、庁内研究会ですね、そういうものが必要になります。そしてその両者でお互いフィードバックをしていきながら良いものを作り上げていくという過程になります。そういう面では、検討期間というのは、私は長くとってもいいと思います。数ヶ月とか、先ほど言いましたように作文条例というのは2、3ヶ月で出来ちゃうんですけども、そうではなくて当然今言ったような様々な市民検討委員会とかワークショップとかあるいは庁内の研究会などが行われていきますから、やはりある程度の時間、検討期間というものが必要になってくる。実際これから審議会の中で議論していきますと、様々なご意見が出てきて、なかなかうまくまとまらなかったら、場合によっては1回、2回会議を増やしてでも出来るだけ皆さんの意見に沿うような形でまとめあげるのが必要になるのかな、というふうに思ったりもしています。他の色々なケースと違いまして、これはまち

づくりの基本的な事柄を定めてまいりますので、そういう面でいうと他の事柄と違ってできるだけ「オール稚内」で考えるというふうにしていかないといけない。多数決で決めるような話では全然ないわけです。そのようなことを含めて検討期間を考えていくことが必要です。文章はもっと稚拙かもしれない、場合によってはいろいろな議論をしていて議会が、市長の思いは「議会も全部入れたい」と言っているんですけども、場合によっては議会が入らないような形になったとしても、仮にもの話ですが、しかし策定過程で相当議論をやってそういう結果にしばらく落ち着いたのなら、それはそれで一つの見解のあり方だというふうに言えるわけです。やはりその策定過程が非常に重要であるというふうに思います。そういう面でいうと、議会が、議員さんたちがどう動くか、これは非常に難しい問題がいっぱいあるわけです。これからの議論のなかで議員さんたちがどういうふうにお考えになるか、これはいちばん重要な部分でもあるわけですね。というのは何故かといいますと、最後は議会の議決ですから、実際あるところでは「そんな予定でなかったものをつくったって否決するぞ」といったようなところも出てきたりしているわけですし、そういう面でいうとこれから理想を一方で追いながらも理想だけでもいかない。ですから私などはこれからの議論の過程ですけども、いまからこういうことを言っちゃなんなんですが、例えば見直し条項を入れるという手もあるんです。ソフトランディングさせるには。議会との関係がうまくいかない場合であれば。何かというと、議会はとりあえず入れない、市長は絶対入れると言っているんですけども、そのかわり4年後に見直しをします、という見直し条項を入れるというやり方も出来るのです。ニセコ町の場合は実はそうなんですね。議会は最初入れてないんです。行政基本条例なんです。ただ、見直し条項を入れました。4年後に見直しますという形をとっています。そういうことも現実的には考えることも可能かと思えます。

しかし、出来るだけ議会を入れたような形でやるのがいちばん望ましいとは思いますが。これはこれからの審議会の議論がどうのようになっていくか、ワークショップやその他フォーラムなどの議論がどういうことになっていくか、それから稚内の市役所の中の庁内研究会の方がどういうふうになっていくか、それから議会の皆さんがどういう反応を示すのか、そういった様々な問題を含めて最終的に策定過程が展開されていくなかで形づくられていくのではないだろうかと思えます。

7 オール稚内で考えよう

◆私自身はオール稚内で考えるということが最も望ましい、つまりまちづくりのある面でいえば非常に抽象的なものをつくるわけですから、それは長い目でじわりと効いてくる、まちづくりでプラスに働いてくるものですから、出来るだけオール稚内で考える。色々な他の問題がいっぱいありますよね。ここに公民館建てるのは賛成だ反対だとか。これはもちろん議会のなかですっきりと議会制民主主義で賛成反対の議論をやってもらいたいし、住民の間でも意見が分かれるのなら大いにやる必要あると思うんですよ。この基本条例に関してはできるだけオール稚内で考えられることが望ましいのではないかと私自身は思っているわけです。いずれにしましても、策定過程というものが重要になってくる、そして自治基本条例をあくまで目標にしながら、場合によっては現実的に見直し条項を入れる形でとりあえず行政基本条例になることもあるのかな、と思ったりもします。最後は市長の思いもありますから、そういう辺りも考えていかなければいけないわけですが、そんなふうに関心を持って今のところ考えていますし、また基本条例はこんなものなんだということをお話し申し上げました。いずれにしても1年ちょっと最大でもかかるわけですから、その間にかかなりの審議会の回数、ワークショップもございまして、フォーラムもあります。かなり長い期間になりますけれども、ひとつよろし

くお願いしたいというふうに思います。以上でございます。

質疑応答

(事務局) ちなみに先生が先ほどおっしゃっていましたが、稚内市においては、先ほど市長も話していましたが、議会については好感触ではなくて、要するに「そんなものは、あってもなくてもいいんじゃないか」というような意見が多々ありました。けっして議会がそろって「自治基本条例がいいものだ」という話でないことだけは事実です。

(横山教授) どうしても議会の皆さんは、住民参加とかなってくるとだんだん「議会の存在意義はどうなんだ」というようなことを、けっしてそうではないんですけど、議会と住民がお互い役割相乗効果をむしろ持てるはずなんですけども、どうもそこを対立概念で捉えちゃうということも場合によってはあるわけで、誤解されている部分がいっぱいあると思うんですけど。帯広市でも、私が委員長をやっているのですけれど、やはりそう簡単にいかない部分があるわけですね。本州のほうですと、やはり議会の方から「そんな住民参加を中心にしたような条例をつくるんだったら否決するぞ」みたいなところもあったりするんですね。簡単にいかない部分ではあるんですけど。だからこそ策定過程が大切になっていくと思います。

(委員) 住民参加と議会とが相乗効果でうまくいっているような前例は？

(横山教授) 基本条例のある・なし、つくる・つくらないにかかわらず、住民参加という部分が進んでおり、議会も機能しているところは都市部などを中心に結構多いと思います。

3. 審 議（進行：会長）

（1）策定スキームと予定スケジュールについて（説明：事務局）

◆行政サイドとしましては、課長職等14名による自治基本条例策定委員会と、その下部組織に係長職27名による作業部会を設けて既に活動しております。策定委員会では、審議会がおこなう自治基本条例の原案策定に向けての必要な情報と資料の提供、審議会運営に当たってのバックアップをするとともに、最終的に審議会から答申のあった原案について検討を行なって議会へ提案する条例案を策定することとなります。作業部会では、条例が制定されている各市の状況などの調査・研究等を行なっているところです。審議会は条例の原案の策定および策定に必要な調査研究をおこなう一方、原案策定過程において広く市民の意見・提案等を条例に反映させるため、市民によるワークショップを開催していただきたい。ワークショップは自由に市民の方が参加し、白紙の状態から意見や提案をいただく議論の場としていきたい。論点整理などをおこない、条例の骨子、盛り込むべきポイントを審議会に提案していただければ、と考えている。市民の他、審議会の皆様や市の策定委員会・作業部会のメンバーも参加していただき、ワークショップを運営していきたいと考えている。我々政策経営室が事務局としてあたっていきたい。

◆平成18年10月を目処に条例原案を市長に答申していただきたい。答申をいただいた条例原案について、策定委員会で検討をおこない、議会に提案する条例案を作成し、平成18年12月の定例会に提案したい。条例が議決されれば、直ちに公布し、市民への周知期間をとり、平成19年4月1日に施行したいと考えている。審議会の開催は答申まで7回程度、ワ

ークショップ会議は平成18年1月から6月まで毎月1回程度開催したい。
条例原案策定過程において先進地視察、セミナー、シンポジウムの開催、
パブリックコメントの実施、地域説明会の開催等をおこなっていきたい。
条例原案策定までの議会とのかかわりについては、審議会で審議されてい
る内容を定期的に議会の総務厚生常任委員会へ報告していきたい。

意見等

(委員 A) 審議会と議会の方とが直接話す機会はないのでしょうか。

(会 長) 私としてはとくに考えていませんでしたが、事務局の方で何かあり
ますか。

(事務局) 忌たんのない意見を交わす機会として何らかの形でそういう機会が
あれば良いとは思っていますので、非常に検討に値する話と思います。

(会 長) ある程度私たち審議会の議論が進んで、ワークショップが進んでか
らということになるのではないのでしょうか。

(会 長) 結構スケジュール的にはハードです。私を見る限り帯広市と稚内市
の違いは、帯広は審議会中心でワークショップは多くないのですが、稚内は
ワークショップを非常に大事にしていると思います。それぞれ自治体の特徴
はあるかと思います。

(2) ワークショップ会議要綱及び設置について (説明：事務局)

◆この要綱は稚内市自治基本条例をつくるワークショップ会議の設置に関して必要な事項を定めるとなっております。ワークショップ会議は市民参加の協働作業により稚内市自治基本条例をつくるため、市民意見をまとめ必要な事項について稚内市自治基本条例審議会に提言するということになっております。ワークショップ会議を構成する者ですが、審議会の委員のうち、会長が指名する者という形になっておりますが、基本的には「出来るだけ参加していただきたい」というのが事務局としての希望です。加えて、まちづくり委員会の委員の方、市の策定委員会、作業部会の職員、公募による一般市民の方という構成になっております。会議には座長と副座長を置き、会議は座長が召集します。議事に関しては、審議会と同様内容を広報、ホームページ等で広く公表していきたい。

意見等

(会 長) 審議会の皆さんにも出来るだけ参加していただければと思います。

(委員 B) テーマとしては今いくつ位お考えになっているのでしょうか。

(会 長) まだこれから検討したいと考えております。「協働とは何か？」とか「稚内のまちづくりに期待されるものは何か？」とかいろいろ考えられます。具体的に意見がありましたら事務局の方に出していただきたい。

(事務局) ワークショップ会議の中で、策定スキーム(資料)のなかにあるとおり、稚内市では総合計画の改定が近づいており、自治基本条例と総合計画は非常に相関関係をもっておりまして、ワークショップの意見、まちのあるべき姿などを新たな総合計画づくりにつなげていきたいという膨らみも考え

ております。まちづくりという意味合いからのご意見がありましたらお伺いしたい。

(3) ワークショップ会議参加者の募集について（説明：事務局）

◆「自治基本条例の策定に参加してみませんか」という形（資料のとおり）で募集を考えています。イラストは、作業部会の職員が考えたもので「自治仙人」という名前と呼んでおりますので今後ともよろしくお願ひしたい。募集資格、開催期間は書いてあるとおりです。募集人数は50名以内という形になっておりますが、我々のほうでの盛んに広報したいと思ひますが、なかなか集まりづらひとも思ひますので、委員の皆さんの職場の方など、どんどん声をかけて参加していただけるようお願ひしたい。活動期間は来年の1月から、会議の開催は10回程度を考えております。基本的には昼間ではなく、夕方7時頃から2時間程度の開催になろうかと考えております。

意見等

（会 長）会議の開催は実際のところ6，7回では？

（事務局）進行具合によって、場合によっては増える可能性はあります。

（事務局）補足ですが、途中から参加したいという方についても随時自由に参加できるような形をとっていきますのでよろしくお願ひしたい。

（会 長）会議の時間帯がいつも午後7時というやり方がいいのか、どうして

も平日の午後は来られないので、たとえば日曜日にということがあってもいいのではないのでしょうか。いつも平日だとなかなか来られない方も多いのではないのでしょうか。

(事務局) そのような形で検討していきます。

(会 長) 他でもこういう募集について出すのですが、なかなか集まらないようです。審議会の皆さんにいろいろ啓蒙して歩いて頂きたい。

(委員 C) どういう形で募集を周知する予定ですか。

(事務局) 新聞広告が主で、そのほかホームページを予定しております。FM わっぴーにもお願いしたいと考えております。

(4) 道内先進事例調査について (説明：事務局)

◆道内で既に自治基本条例が策定されているところは、ニセコ、奈井江、苫小牧などありまして、具体的なイメージを持っていただきたいということで、先進地を訪れての調査はどうだろうかということで、事務局としましては、12月の8、9日もしくは13、14日あたりの日程で考えております。基本的には市のマイクロバスを使って、一泊という形になります。無理な方も当然いらっしゃると思いますので、できれば半数以上のご希望があれば実施したいと考えています。

意見等

(会 長) 審議会に先立ってイメージをつかんでいただくこと、実際の策定過

程上の悩みなどを知ることにもなりますので、ニセコ町、奈井江町、苫小牧市などが候補になると思います。できれば、せつかくなので2つは見たいです。2回目の審議会の前にできればと考えています。半数以上の方に行って頂きたい。

(事務局) 事務局の方で後ほど皆さんに個別に日程を伺います。

(会 長) 時間的にないので、2, 3日以内に集約していただきたい。

(会 長) ここまでで質問はありませんか。

(委員 D) 事務局に伺いたい。6月議会でも若干そういう報道もありましたが、議会側から、(会派はいろいろあると思いますが) 自治基本条例に関して前回のくらい質問がありましたか。

(事務局) 6月議会でもありましたし、9月議会ではほとんど全会派から質問がありまして、賛成の会派も当然ありますし、時期尚早という考えの会派もありまして、率直にいうと、賛成のほうが少ない状況です。我々の説明も十分ではないのかなと思っています。やはり市民の関心がないということですし、市民主導でつくるべきであり、そこを行政が無理やりつくっているのではないかというような意見が多かったと思います。

(会 長) 審議会のなかでいろいろと議論していく過程で議会のことがどういうふうになっていくかということになるろうかと思います。審議会は審議会と

してきちんと議論していかなければなりません。

(委員 E) 事務局のほうから総合計画、基本構想と出ていましたが、現在あるものがわからないので、是非読ませていただきたい。それとワークショップについてですが、何度か市主催のワークショップに参加したのですが、参加者が固定されてきたり、何のテーマで集められたのかわからなくなって続かなかった、という経験があるのですが、最初からのお話を聞いて、自分たちが協働していくということがとても重要になってくるという話を聞いていけば、きっとその世代ごとに本当は関心のあることなのではと思います。市民が興味を持てるようなアピールを是非してほしい。

(会 長) ありがとうございます。ワークショップというのは本当に難しいです。運営の仕方如何で参加者も飽きてしまう場合もあります。

(事務局) 総合計画については、資料を用意しまして送付するような形になるかと思います。

(会 長) 議会との関係については、かえって激論になったほうがいいものになるかもしれません。

(委員 F) 議会側の反対のポイントは、消極的な反対であって、積極的に何か反対しなければいけないという根拠がある反対ではないということでしょうか。

(事務局) 横田市制になって8年目ですが、住民自治という意味でいちばん最

初にまちづくり委員会というのをつくりました。そこである意味「住民自治としてきちんと浸透していなかった」という反省がないのに自治基本条例なのか」という言い方です。住民自治という考え方でまちづくり委員会をスタートさせ、失敗もいろいろしてきましたが、大きな意味では自治基本条例にたどり着くものと考えております。大きな意味できちんとした論議をさせて下さいという提案をしているところです。

(会 長) 審議会が発足しましたので、議員さんのお考えは別として、この中でもしっかりと議論をつくっていかねばいけないと思います。

4. その他

(2) 次回開催日について

(会 長) 第2回審議会の中身ですが、私の考えですが、ある程度これから議論をしていく上で、皆さん市民とはいえ、稚内市の行政施策を知っているわけではないと思いますので、稚内の財政状況や福祉、産業等大まかなものでいいので、担当部局から資料を出してもらい説明を受けるというのを1回やっておく必要があると思います。統計資料も含めまして。

(委員 G) できれば事前に資料をいただきたい。

(会 長) 10日くらい前には用意して事前に読んでいただくのがいちばんいいです。簡潔でわかりやすい資料を出していただければと思います。担当部署のほうで説明は全部で6, 7人になるでしょうか。

(事務局) 概ね事務局のほうで説明できると思います。

(会 長) 開催日については、事務局のほうからお願いします。

(事務局) 来年の1月18日(水)で考えております。あとで都合等のご連絡
いただければと思います。

(会 長) 19日(木)にはワークショップを予定していただきたいところ
です。

(事務局) 本日の議事録につきましては、すべてではありませんが、概ねの議
事録を事務局でつくりますので、後ほど送ります。

(会 長) 皆さんで資料として求めたいものがありましたら、どんどん言って
いただきたい。(今後いつでも事務局まで)

(委員 H) 国勢調査のまとめについてはまだ出ていないのでしょうか。

(事務局) 速報についてはそろそろ出る予定です。出次第、送付させていただ
きます。

(1) メーリングリスト作成について

(事務局) 通常の会議の案内等は郵便で送らせていただきたいのですが、会議
が概ね2ヶ月に一度くらいになることもあり、その間で、先程のような資料
の要望であるとか、事務局のほうから連絡したいことなど多々出てくるもの

と思われます。Eメールのある方はアドレスを教えてくださいまして、なるべくメールでやりとりをしたいと考えています。Eメールのない方もFAX番号等教えてください。他には使用しませんので、ご理解いただきたい。

(3) その他

○次回以降は、午後6時30分から概ね2時間ということで開催する。

○次回開催

平成18年1月18日(水) 午後6時30分～

5. 閉 会

以 上